



「未納料金があります!?!」

架空請求

実在?する業者からメールが届いて…



- ❶ 企業名にまどわされず **連絡しない**
- ❷ 身に覚えのない請求は **無視する**
- ❸ 「返金される」と言われても、絶対に **支払わない**

今月の
標語



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

請求メール
本当かウソか
見極めよう

困ったときは、お住まいの自治体の
消費生活相談窓口
にご相談ください

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口
につながります!

い や や!
TEL 188

契約、悪質商法、製品・食品
やサービスによる事故等
のご相談は(市外局番なし
188番)にお電話ください。